

## 医療措置協定に関するFAQ（薬局）

令和8年4月1日時点

No	項目	質問内容	回答
1	協定の変更	管理薬剤師が変更になった場合は？	公表事項ではありませんが、協定書別紙に管理薬剤師の記載がありますので、申請フォームから変更手続きをお願いします。
2	協定の変更	薬局の譲渡が発生した場合の手続きは？	県ホームページの申請フォームから「変更」を選択し、管理番号に譲渡元の薬局の番号を入力の上、他の項目もご入力ください。 なお、薬局情報は厚生局の公表資料と突合を行いますので、正式に譲渡されてから変更の申請をお願いいたします。
3	個人防護具の備蓄	薬局における個人防護具の備蓄は？	薬局における備蓄の対象物品は任意とされておりますが、病院・診療所、訪問看護事業所の対象物品及び推奨備蓄量を参考に有事の際に業務の体制が継続できるよう備蓄をお願いします。